

ふれあい乗車証の I C 化について

1 ふれあい乗車証について

障害者の社会参加を促進するため、障害者交通費助成事業のメニューの一つとして、一定の要件（障害程度・所得）の障害のある方に対し、市内のバス・地下鉄を無料で利用できるカード（磁気カード）を交付している。

障害者交通費助成受給者数(平成 27 年 3 月末現在)	30,099 人
内訳) ふれあい乗車証	12,737 人
福祉タクシー利用券	10,695 人
自家用車燃料費助成券	6,667 人

2 ふれあい乗車証の I C 化の概要

(1) I C カードの概要

- ・交通局の I C 乗車券（イクスカ）とは異なる専用カードとする。
- ・現在と同様、各区・総合支所において年 1 回の一斉更新(有効期限の更新)を行う。

(2) I C 化の時期

- ・平成 28 年 2 月から、既にふれあい乗車証をお持ちの方のうち希望者に対し交付（磁気カードと I C カードとの交換）を開始する。
- ・平成 28 年 9 月の一斉更新の際には全て I C カードとする。

	平成 27 年度									平成 28 年度								
	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11~
磁気カード	→									→								
				●一斉更新（磁気カード）														
I C カード									▼	→								
									● I C カード交換開始									●一斉更新（I C カード）

3 I C 化の周知

- ・6 月 24 日 健康福祉委員会において報告を行った。
- ・利用者に対しては、6 月 30 日発送の年次更新のご案内においてお知らせした。
9 月の一斉更新の際にもお知らせする予定。
- ・各障害者団体等については、訪問等により説明する。